

米の備蓄政策について

令和7年10月
農林水産省
農産局

備蓄制度の概要・変遷

備蓄の目的と運営方式

- 食糧法においては、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、米穀を在庫として保有することを「**米穀の備蓄**」と定義。
- 基本指針において、備蓄の運営方式（**5年間程度備蓄後、飼料用等の非主食用として販売**）を定めている。

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抜粋）

第一章 総則

（定義）

第三条 （略）

- 2 この法律において「米穀の備蓄」とは、**米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態**に備え、**必要な数量**の米穀を**在庫として保有**することをいう。

3 （略）

○ 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和6年7月農林水産省策定）（抜粋）

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的考え方

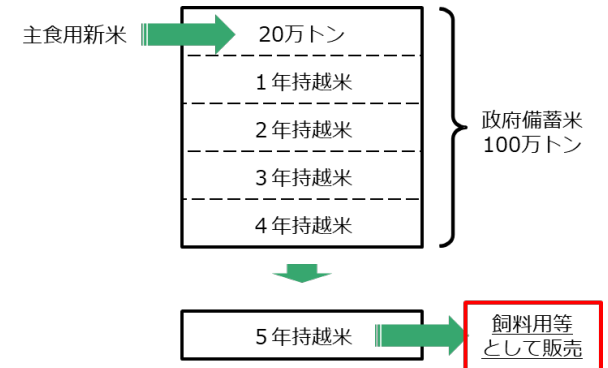
（略）

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① **適正備蓄水準は 100 万トン程度**（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（**5年間程度**）備蓄
- ③ （略）
- ④ 備蓄米は、**備蓄後に飼料用等の非主食用として販売**（略）

- ⑤ **大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出**については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、**農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定**としています。

他方、毎年11月30日までに基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。



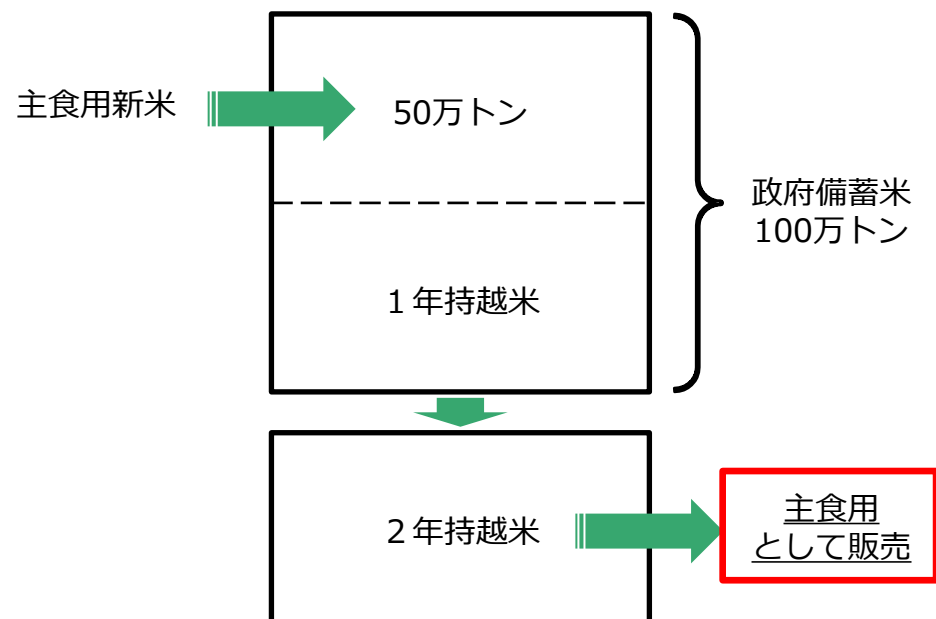
備蓄の運営方式

- 政府による備蓄の運営方式については、**平成23年度以降**、政府の備蓄運営が市場に影響を与えないようにするとともに、生産者が毎年安定的に備蓄米の生産に取り組めるよう、**棚上備蓄方式に移行**。

回転備蓄方式（平成22年度まで）

主食用需給（生産数量目標）の中から政府買入れを行い、一定期間保管後、**主食用に販売**する方法

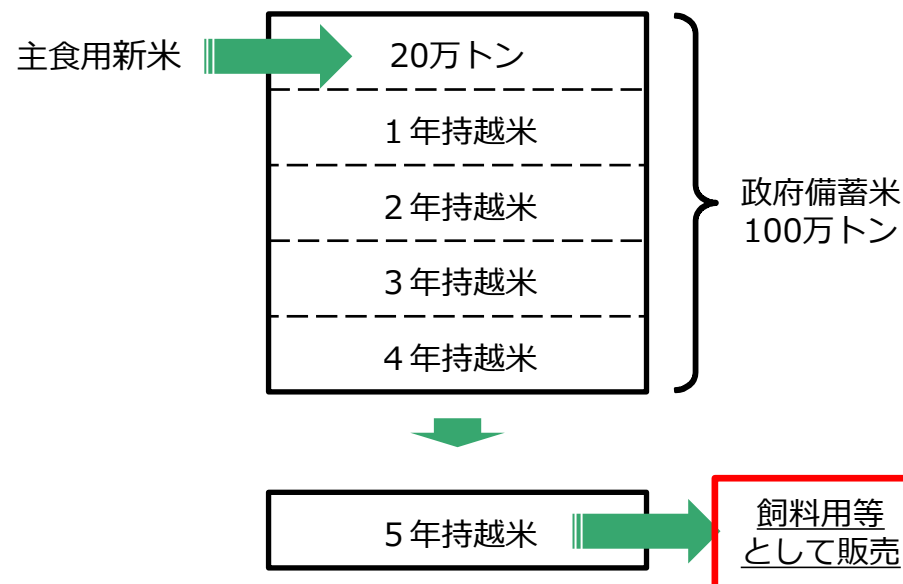
【100万トンを毎年1／2 ずつ更新する場合】



棚上備蓄方式（平成23年度以降）

主食用需給から切り離し、主食用需要（生産数量目標）の外から収穫前に事前契約で政府買入れを行い、一定期間保管後、飼料用等の**主食用以外の用途に販売**する方法

【100万トンを5年間で更新する場合】

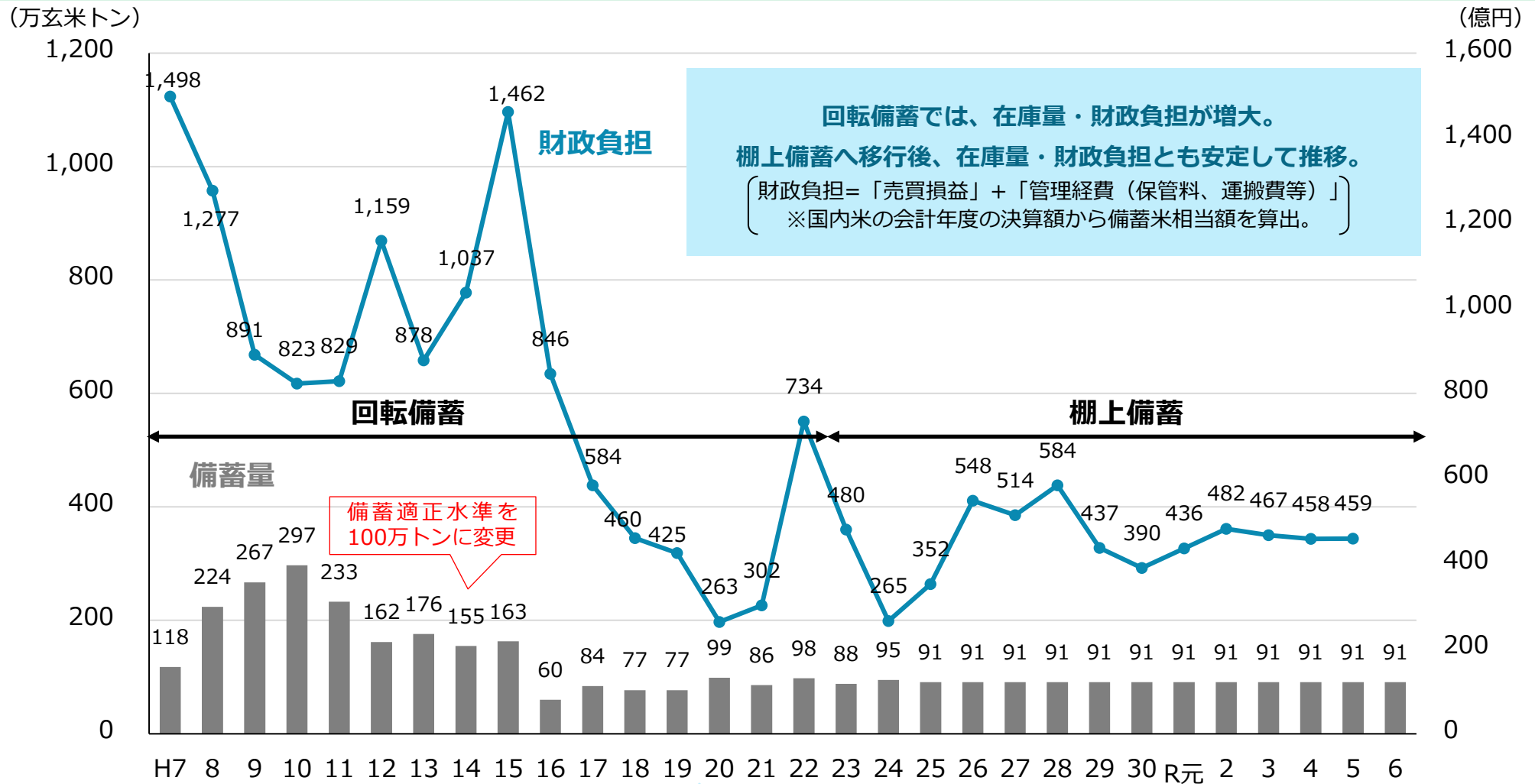


備蓄の変遷

- **回転備蓄方式は、全量を主食用へ販売することが前提であったが、豊作や過剰作付も相まって、その時々需給事情を踏まえ飼料用や援助用等に販売するなど計画どおりの販売ができず、在庫・財政負担が増大。**このため、備蓄運営の健全化を進めるため、**平成14年度から備蓄水準を150万トンから100万トンに変更。**
- しかしながら、その後も**需給緩和時に政府買入れや備蓄米の販売中止を求められたことから、透明性を確保した備蓄運営を行うため、平成23年度から棚上備蓄に変更。**

	旧食糧法（H7～H15）		現行食糧法（H16～）
	回転備蓄（H7～）	回転備蓄（H14～）※備蓄量を変更	棚上備蓄開始（H23～）
目的	・生産量の減少による供給不足への備え		
仕組み	・毎年150万トン程度買入れ（1年回転） ・原則、主食用に販売（不作時等の売渡しルールの規定なし）	・毎年50万トン程度買入れ（2年回転） ・原則、主食用に販売（適正備蓄水準100万トン程度を確保するため販売数量と買入数量を調整）（不作時等の売渡しルールの規定なし）	・5年程度備蓄 ・毎年20万トン程度買入れ ・備蓄後に非主食用に販売 ・不作の場合、円滑な流通に支障が生じる場合、主食用に販売
主食用への販売	・毎年一定量を主食用に販売	・毎年一定量を主食用に販売（※不作により販売量を増加(H16)）	・原則、主食用へは販売しない（※東日本大震災発生を受け代替供給(H24)） ※熊本地震発生を受け供給(H28) ※流通の目詰まりを受け主食用に販売(R7) ※加工用不足を受け販売(H24・25,R6・7)
保有数量の考え方	・平均的な不作が2年連続しても円滑に供給が行えるよう、150万トンを基本とし、豊凶変動に対応し得るよう一定の幅（±50万トン）をもって運用 （自主流通米の価格安定の観点で自主流通法人の備蓄も位置付けられていたが、過剰在庫下では実績なし）	・10年に1度の不作や通常の不作が2年連続した事態にも国産米で対処し得る水準として100万トン程度保有 （生産調整を適切に推進することを理由に備蓄水準に幅を設けないことに変更）	同左
生じた課題（方式変更の契機）	・豊作や過剰作付も相まって、需給事情を踏まえて飼料用や援助用等に販売するなど計画どおりの販売ができず、在庫・財政負担が増大	・需給緩和時に、政府買入れや備蓄米の販売中止を求められやすく、結果的に計画的な年産更新が行えず、古い年産への在庫の偏り等が発生。財政負担も増大	今回生じた課題 ・生産量の減少以外の要因による供給不足が生じた ・備蓄期間が長期化したものが多いほど、品質検査等で流通までに時間を要する

備蓄米に係る財政負担の推移



※備蓄量は、平成14年までは各年10月末現在、平成15年以降は各年6月末現在である。

※財政負担には、政府倉庫減価償却費等（政府倉庫売却益含む）を含む。

議論の視点

備蓄米放出の判断（定義（目的）との関係）

- 食糧法における備蓄の定義に鑑み、これまでは、基本指針において備蓄米は不作により生産量が減少した場合に放出するものと整理していた。このため、令和6年は前年から生産量が増加したこと、令和6年6月末民間在庫量は在庫率で見れば過少ではなく備蓄米放出局面に当たらないと判断していた。

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抜粋）

第一章 総則

（定義）

第三条

- 2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

○ 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和6年7月農林水産省策定）

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的考え方

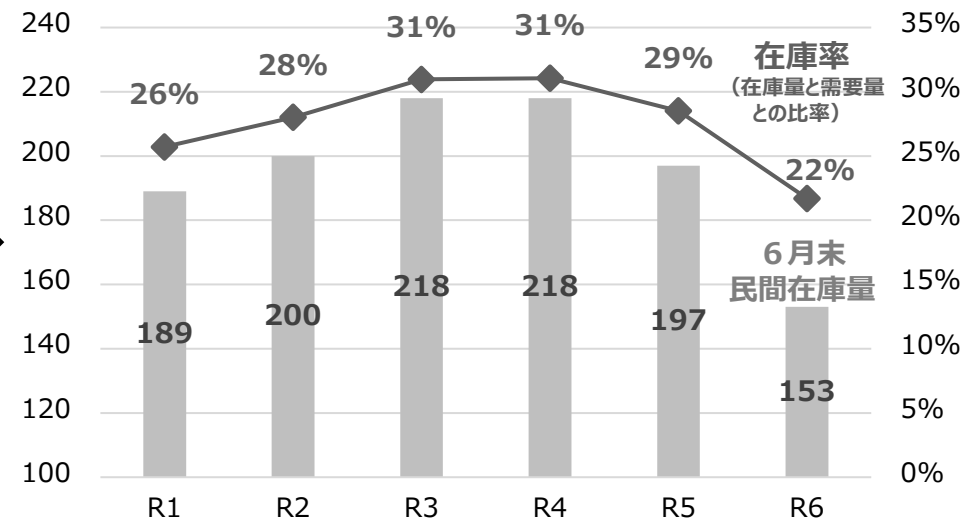
- ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定としています。

令和5・6年産の生産量



6月末民間在庫量と在庫率

(万トン(玄米))

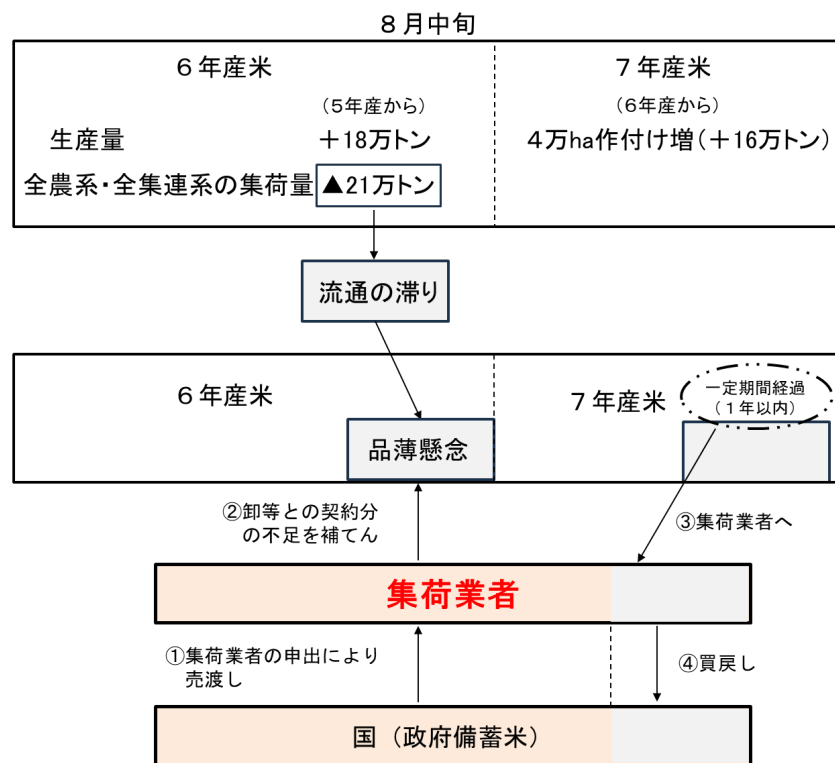


※ 在庫率は、6月末民間在庫量と需要実績の比率。

備蓄米放出の判断（定義（目的）との関係）

- 大手集荷業者への集荷量が前年に比べて減少し、流通の滞りが生じていることから、不作により生産量が減少した場合に備蓄米を放出するとされていた基本指針を変更し、食糧法第29条に基づき備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で「主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合」にも備蓄米を売り渡せることとした。

流通の目詰まりのイメージ（令和6年12月末時点）



○ 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針 （令和7年1月農林水産省変更）

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

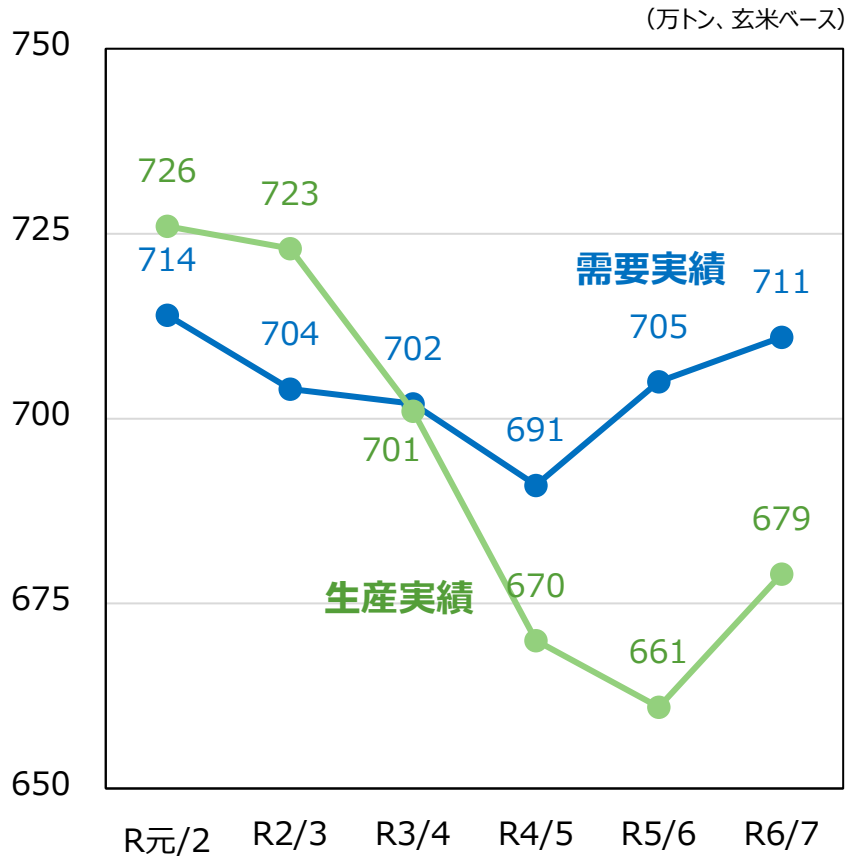
1 備蓄運営の基本的考え方

- （3）また、（1）の⑤の放出及び（2）の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（1年以内※）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。

※ 令和7年3月に「1年以内」を「原則1年以内」に、令和7年5月に「原則5年以内」に変更。

備蓄の定義と直近の需給動向

- その後の調査により、従来備蓄の目的として想定していた不作による供給不足以外にも、**精米歩留まりの悪化**や**インバウンド・家計購入量の増加**により実際の**需要量**に対して**供給量が不足**していることが明らかになり、これらも考慮して備蓄運営を行うことが必要と考えられる。



①精米歩留まりの悪化

令和4年産	90.0%	⇒	平常時の値
令和5年産	88.6%	⇒	約10万ト
令和6年産	89.2%	⇒	約6万ト

②インバウンド需要

R4/5年	2.1万ト
R5/6年	5.6万ト
R6/7年	6.3万ト

③家計購入量の増加

二人以上世帯の購入量

R4/5年	56.6kg/世帯
R5/6年	57.2kg/世帯 ⇒ 対前年約2万ト増
R6/7年	60.2kg/世帯 ⇒ 対前年約11万ト増

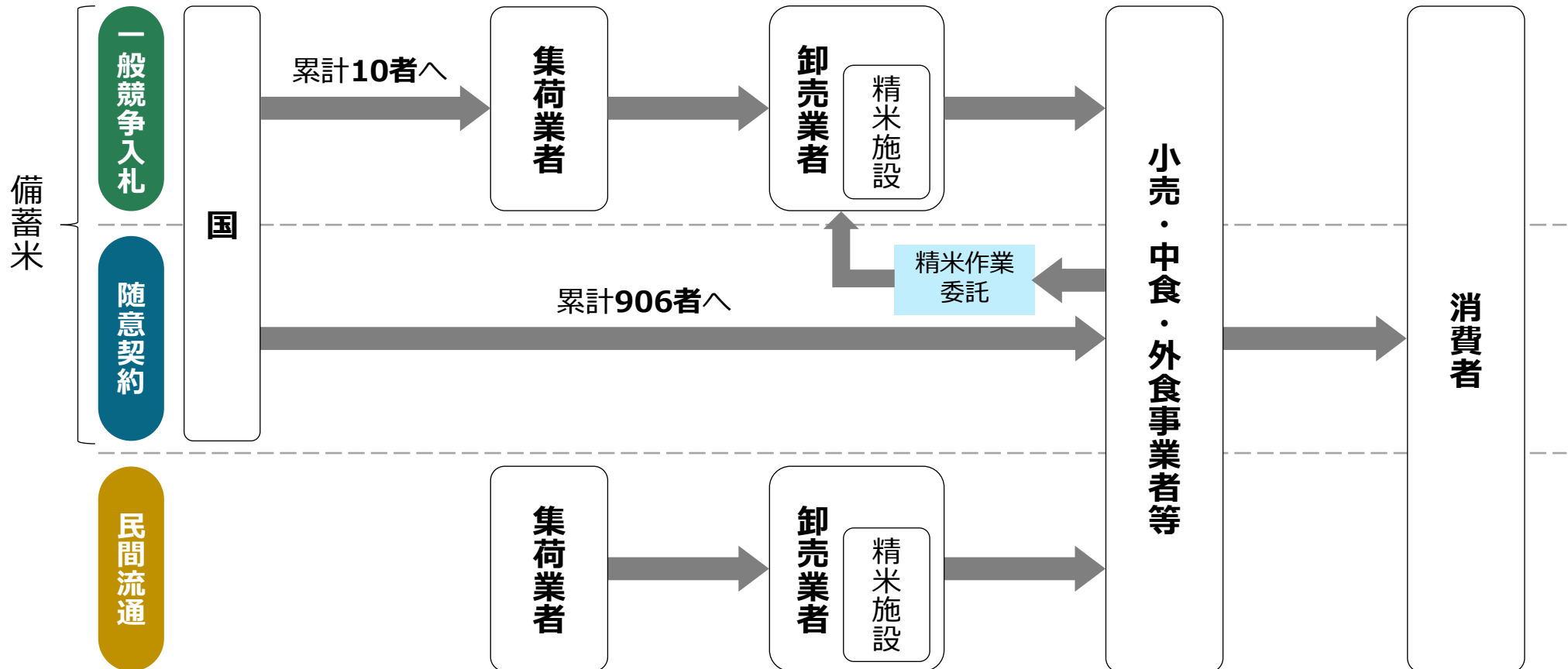
需要実績が増加した要因を全て特定することは難しいが、

- ・ 米の相対的な値ごろ感 (R5/6年)
- ・ 米不足に対する不安・消費者心理 (R6/7年)
- ・ ふるさと納税の返礼品用の販売数量の増加 (R5/6年)

が影響したか。

今回の政府備蓄米の売渡し方法における課題（機動性）

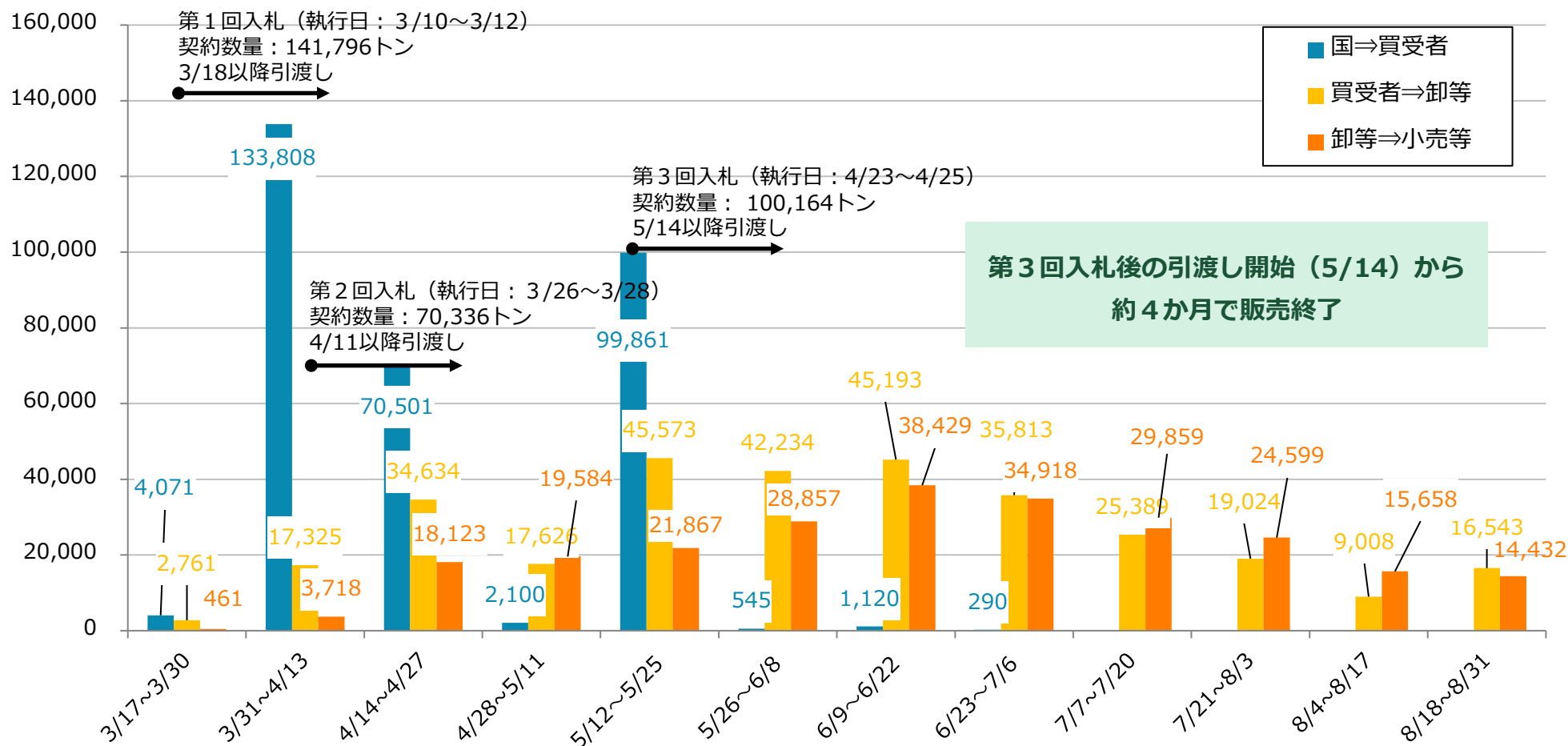
- 今回の政府備蓄米の売渡しに当たっては、一般競争入札と随意契約による2パターンの手法を採ったが、いずれの手法でも、小売・中食・外食事業者への売渡しには一定期間要することが明らかとなった。
- 小売・中食・外食事業者へ速やかに売り渡す観点から見ると、民間の商流の活用についても検討が必要。



入札による政府備蓄米の販売数量の推移（機動性）

- 入札による政府備蓄米については、集荷業者を対象に売渡しを実施。毎月、販売計画に従い集荷業者から小売業者等へ毎月一定の数量を安定して供給することができた。
- 他方で、一般競争入札は会計法令に基づき公告期間を原則10日取る必要や、多数の者への売渡しに係る混乱等を避けるため川上の集荷業者に販売せざるを得ず、川下事業者への売渡しに時間を要した。

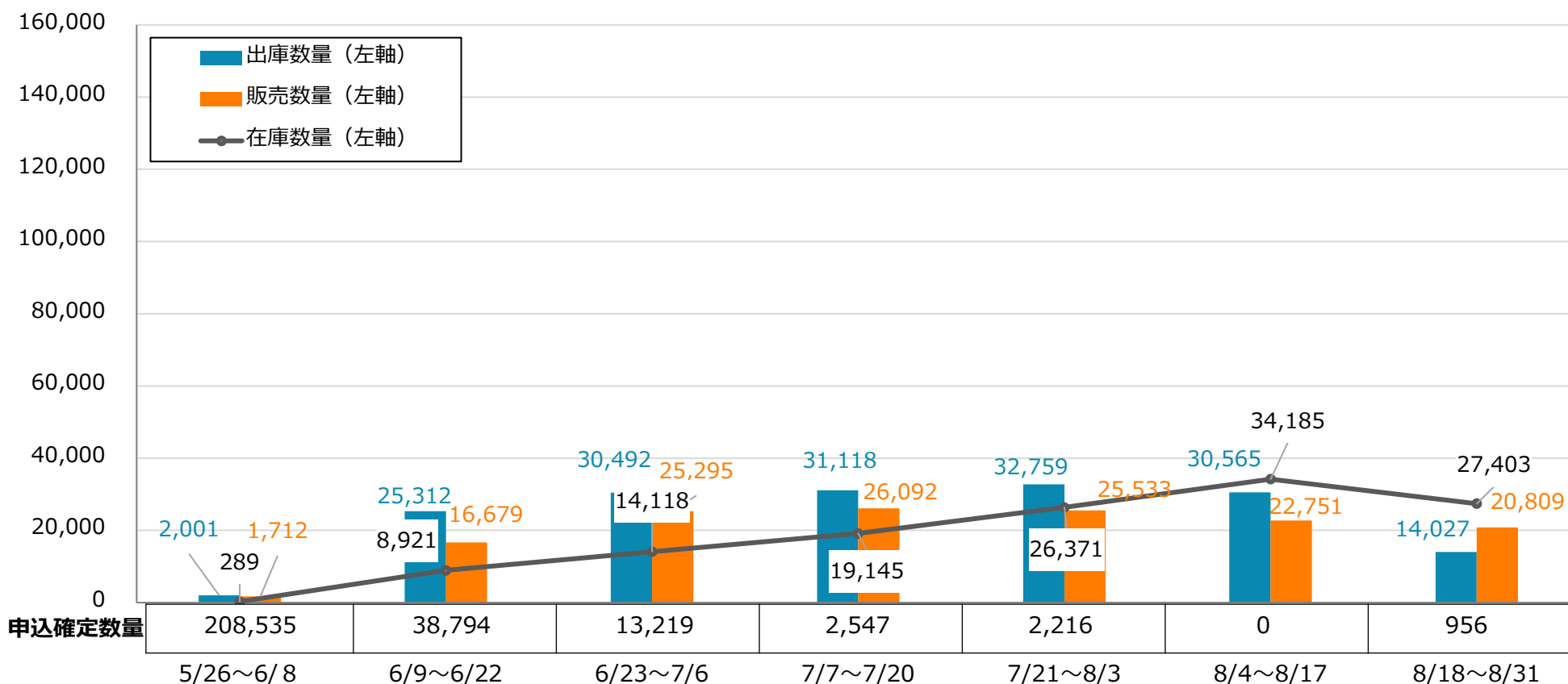
（単位は全て玄米トン）



随意契約による政府備蓄米の出庫、数量、在庫数量の推移（機動性）

- 随意契約による政府備蓄米については、小売・中食・外食事業者等に直接売り渡し。引渡し開始から2週間で小売業者等へ1,712精米トン（入札による売渡しでは461玄米トン）と、一部業者には入札と比べて迅速に売り渡すことができた。
- 他方で、多数の者への売渡し手続きを国が行うこととなった結果、総体的には手続きに時間を要している。

（単位は全て精米トン）



注1：出庫数量は精米換算のため玄米トン数に0.9を乗じたもの。

注2：販売数量は小売事業者からのPOSデータに基づく販売実績報告を集計したもの。

注3：在庫数量は各期間の末日時点における累計出庫数量から累計販売数量を引いたもの。

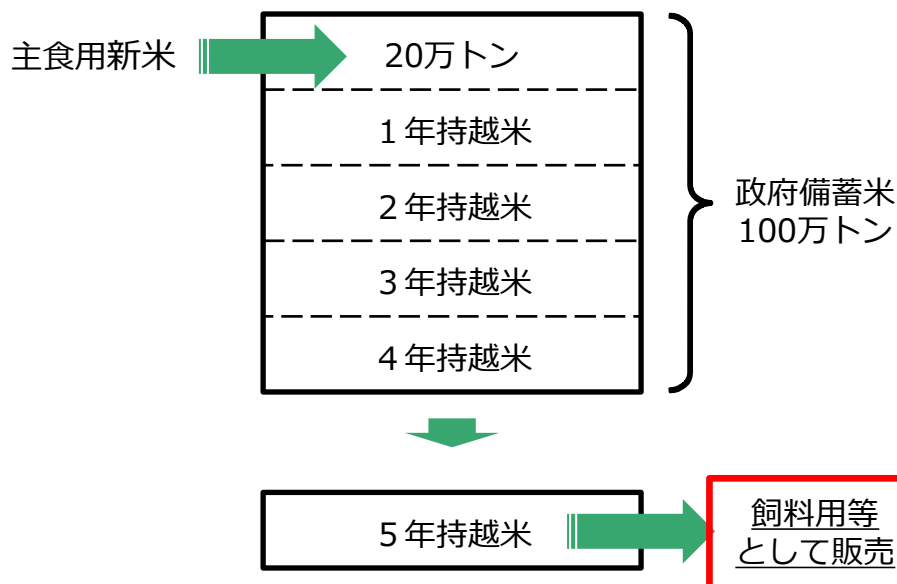
備蓄期間の長期化に伴う課題（機動性）

- 政府備蓄の運営は、5年間の棚上備蓄方式としているが、**保管期間が長期化するにつれ、品質劣化や異物混入が発生する可能性。**
- 今回、随意契約による政府備蓄米（対象：3年持越米、4年持越米）の売渡しに当たり、**メッシュチェックによる品質確認を行ってから出庫することとしたが、結果的に出庫に時間を要した。**

棚上備蓄方式（平成23年度以降）

主食用需給から切り離し、主食用需要（生産数量目標）の外から収穫前に事前契約で政府買入れを行い、一定期間保管後、飼料用等の主食用以外の用途に販売する方法

【100万トンを5年間で更新する場合】



メッシュチェックの方法

品質劣化や異物混入の確認のため、米を二重の網に通し、1袋1袋を詰め替えながら目視で確認。



民間在庫の状況

- 月別の契約率（契約数量/集荷数量）を見ると、端境期（6月～8月）には90%を超えるなど、**既に売り先がほぼ決まっている状況**。
- 特にこうした時期に供給不足等の事態が生じた場合、**機動的に対応することが困難であり、これに対応するための措置が必要ではないか**。

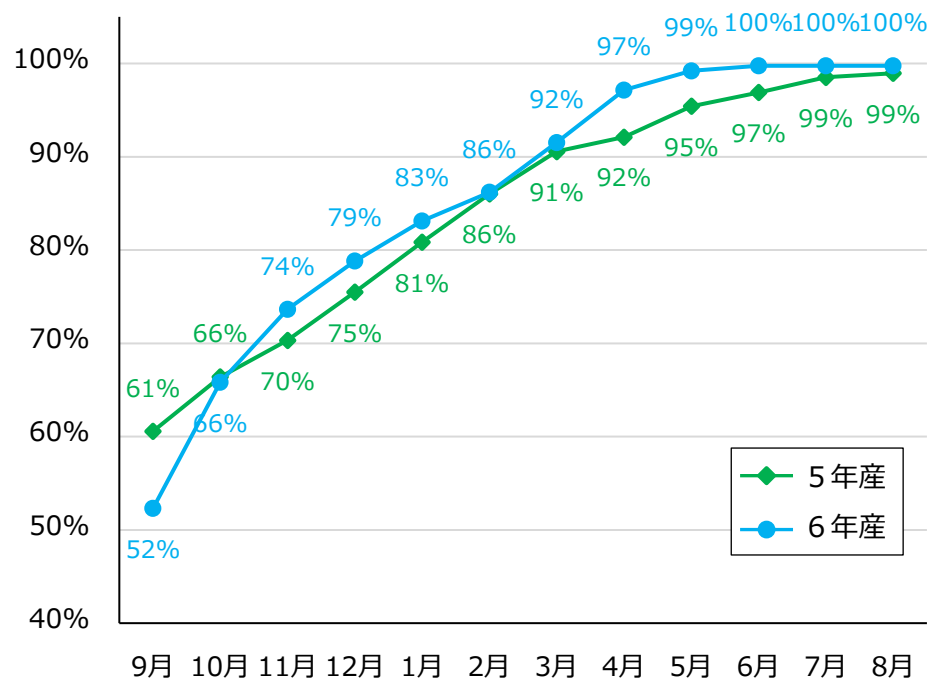
民間在庫に係る事業者の声

- **卸売業者の在庫**は、実需のオーダーを踏まえて調達しているものであり、行き先が決まっていない**フリーの在庫はない**。薄利多売なビジネスモデルゆえにフリーの在庫を持つようなことにはなっていない。

民間在庫に係る食糧部会委員の発言

- 民間在庫のバッファ機能を考えるなら、もう少し積極的な取崩しがあってもよかったのではないかというのが私の感想でございます。もちろん、ビジネスを円滑に回すためにそう極端に在庫を減らせないというのも分かっていますが、**価格高騰に量的に対応できないのでは、バッファとしての在庫機能は不十分であると言わざるを得ないか**と思います。

月別契約率（契約数量/集荷数量）の推移



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 報告対象米穀は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
3 集荷数量は、報告対象業者が自ら販売するために集荷した数量である。備蓄米は含まない。
4 契約数量は、報告対象業者が自ら販売するために契約を締結した数量である。

基本計画等における備蓄の位置付け（官民合わせた総合的な備蓄）

○ 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）（抜粋）

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策具体的な施策

I 我が国の食料供給

1 国内の食料供給

（2）土地利用型作物（米、麦、大豆、そば、いも類、甘味資源作物）

① 米

Ⅱ 流通

（略）

また、将来にわたって米の安定供給が確保できるよう…（略）…、令和9年度以降の総合的な備蓄の構築に向け検討を進める。

6 不測時における食料供給の確保

（略）

また、これら不測時における対策を効率的かつ効果的に行うことができるよう、平時からの対策として、国内外の食料需給等に関する情報収集・分析、食料や生産資材の民間在庫の調査・把握等を通じた官民合わせた総合的な備蓄の推進、食料供給が不足する事態を想定した演習の定期的な実施など、不測時に備えた取組を推進する。

○ 食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（令和7年4月11日閣議決定）（抜粋）

Ⅳ 各段階における対策

1 本部設置期間以外の期間において実施する措置の総合的な推進

（2）総合的な備蓄の推進

（略）

国による備蓄や国が民間事業者を支援して行う備蓄（以下「公的備蓄」という。）に際しては、財政負担を考慮する必要がある。

以上を踏まえると、四方を海に囲まれた我が国においては、ある程度の期間の保存に耐え得る主な食料について、品目ごとのリスクを踏まえ、海上輸送に要する期間等を考慮した上で、国内に存在する民間在庫も含めた量を官民合わせた備蓄としてトータルで捉える、総合的な備蓄を推進することが適当…（略）…。

（略）

ア 特定食料

国内で自給可能な米穀については、食糧法にのっとり、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」に基づいて国が主食用米を備蓄しているほか、民間在庫が150万～200万トン程度存在していると見込まれる。これらにより平時需要の約2割（140万トン）以上を確保可能であることから、食料供給困難事態の目安である全国的に供給が2割以上減少する事態にも対応可能となっている。これらの対応によってもなお、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある事態に至った場合にはミニマム・アクセス米を活用することとし、その具体的方法を事前に検討する。

備蓄の水準

- 現在の**適正備蓄水準100万トン**は、食糧庁長官の私的研究会として開催された「備蓄運営研究会」での議論を踏まえ、**平成13年当時の需要量900万トン**を前提として、**不作の場合でも年間需要量を充足するために必要な数量として設定したもの**。

備蓄水準100万トンの考え方

1 10年に1度の不作（作況92）に備えるための数量 (93～108万トン)

<試算の前提>

年間供給必要量		研究会開催当時の 年間需要量		もち等需要量
855万トン	=	900万トン	-	45万トン
作況92の場合の生産量				
787万トン	=	855万トン	×	0.92

<試算>

・ 当年産の生産不足分 (855万トン－787万トン)	68万トン
・ 流通在庫の増大 (過去の不作時の流通在庫の 増加傾向等を踏まえて設定)	15～30万トン
・ 7～8月に必要な政府米の供給量 (年間政府米販売数量50万トンの おおむね2か月分)	10万トン
備蓄による供給必要量計	93～108万トン

2 通常の不作（作況94）が2年続いた場合に必要な数量 (79～94万トン)

<試算の前提>

2年間の供給必要量 (1,710万トン＝855万トン×2ヶ年)
作況94の場合の1年目の生産量 (804万トン＝855万トン×0.94)
作況94の場合の2年目の生産量 (852万トン＝(855＋(855-804))万トン×0.94)
作況94の場合の2年間の生産量 (1,656万トン＝804万トン＋852万トン)

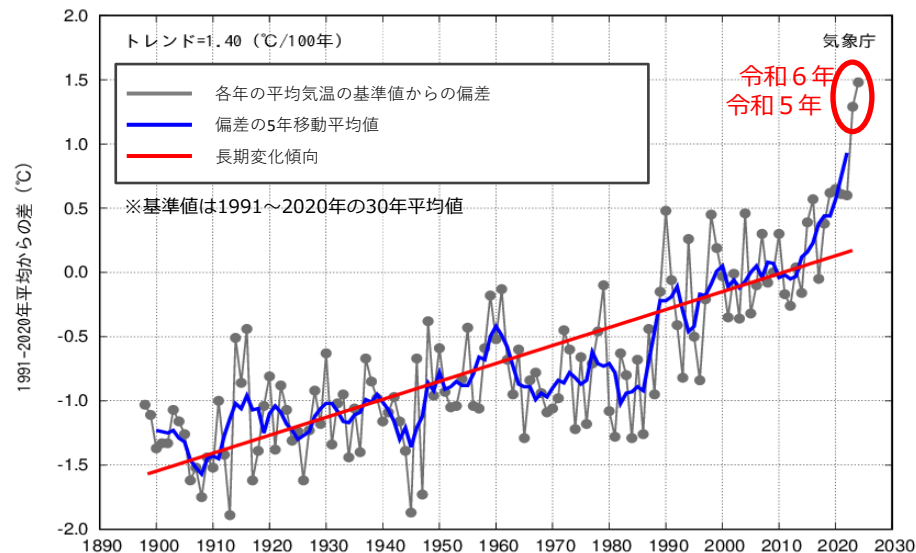
<試算>

・ 2年間の生産不足分 (1,710万トン－1,656万トン)	54万トン
・ 流通在庫の増大 (過去の不作時の流通在庫の増加傾向等を踏まえて設定)	15～30万トン
・ 7～8月に必要な政府米の供給量 (年間政府米販売数量50万トンの おおむね2か月分)	10万トン
備蓄による供給必要量計	79～94万トン

精米歩留りの悪化

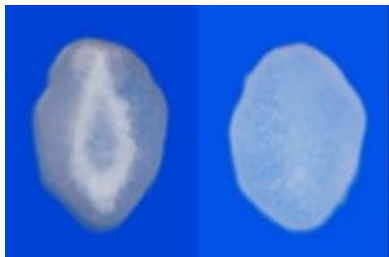
- 日本の年平均気温は、100年あたり1.40℃の割合で上昇。
- 高温障害の影響を受けると水稻の品質が低下しやすく、特に令和5・6年産は精米歩留りが悪化。

日本の年平均気温偏差の経年変化



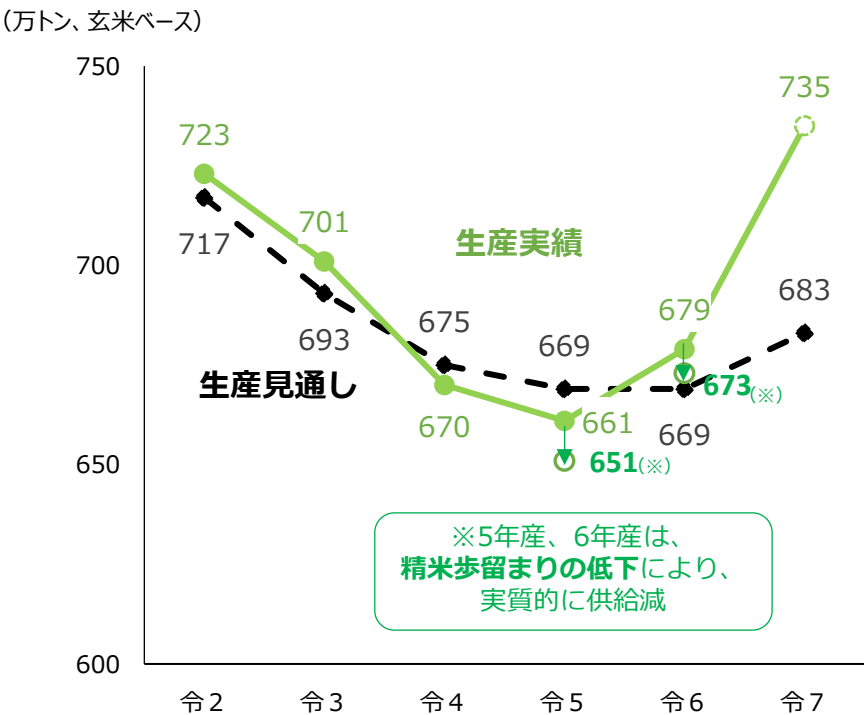
高温による水稻の品質低下（白未熟粒）

白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面



精米歩留りの推移と供給量への影響

2年産	3年産	4年産	5年産	6年産
89.7%	90.3%	90.0%	88.6%	89.2%



災害時における過去の放出

- 災害時における備蓄米の放出は過去 2 回。東日本大震災の際に約 4 万トン、熊本地震の際に約 90 トンを供給。

東日本大震災（平成24年）

平成23年 3 月の東日本大震災の発生により、
①倉庫に保管されていた 2 万トンが被災したこと
②放射能濃度の高い 2 万トンが市場隔離されたことから、**4 万トン**を代替供給。

熊本地震（平成28年）

平成28年 4 月の熊本地震発生を受け、**90 トン**を熊本県に対して供給。

（参考）精米備蓄事業

東日本大震災発生後に、

- － 被災地から応急食料として精米の供給要請があったこと
- － 大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生したことを受け、平成24年度から精米備蓄を実施。

<精米備蓄のスキーム>

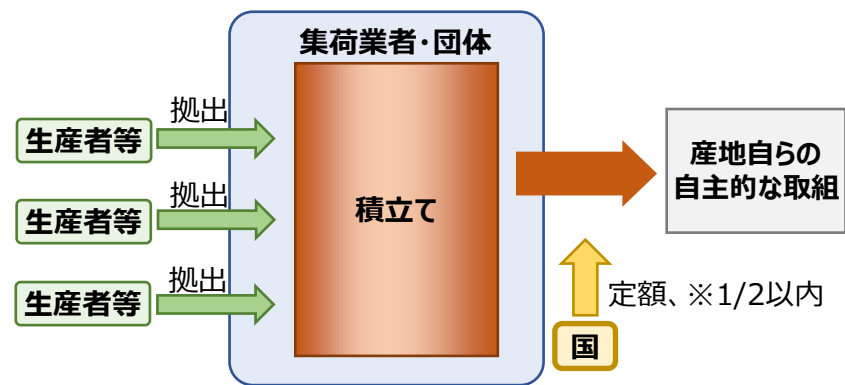
- 備蓄米のうち500トン（※）を精米（無洗米）形態で備蓄。
- 備蓄後一定期間を経過した精米については、非主食用として販売。

（※）東日本大震災発生から約 1 か月間の被災地向け精米供給量に相当

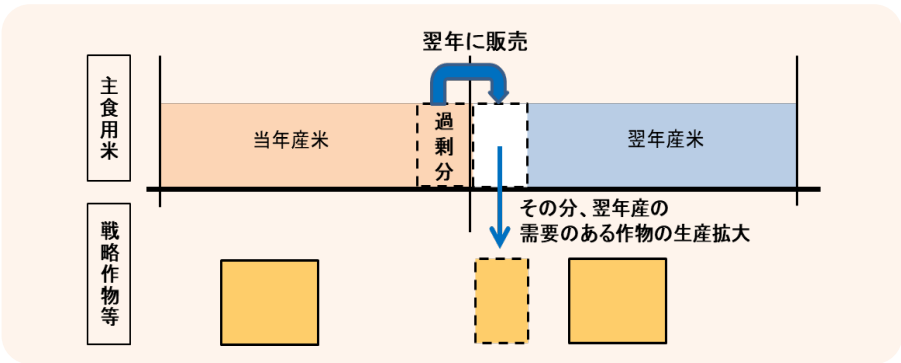
周年供給事業の保管料支援のイメージ

- 「米穀周年供給・需要拡大支援事業」（周年事業）において、需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により必要な場合に、主食用米を長期計画的に販売する取組や、海外用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施することを要件に、集荷業者に対して保管料の2分の1を支援。

周年供給事業のイメージ



※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。



令和7年度保管経費等の支援イメージ



今回の政府備蓄米の放出の課題

- ① **食糧法における備蓄の定義が「生産量の減少によりその供給が不足」とされているが、流通の目詰まりや歩留り悪化など、生産量の減少以外の不足要因が生じた。**
- ② **今回の政府備蓄米の売渡しに当たり、多数の需要者へ流通させるには機動性に欠けることが明らかになった。**

また、**備蓄期間が長期化したものが多いほど、品質検査等により流通までに時間を要することが明らかになった。**
- ③ **備蓄水準について、備蓄の定義を前提に、不作の場合のみを想定した水準としてきた。**

また、**現在の備蓄水準は、平成13年当時の需要量約900万トン为前提としたものである（現在の需要量は約700万トン）。**

參考資料

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抜粋）

第一章 総則

（定義）

第三条 （略）

2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

3 （略）

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本指針

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 （略）

三 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

四・五 （略）

3～7 （略）

第三節 政府の買入れ及び売渡し

（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第四十七条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者（以下「買受資格者」という。）に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

第四章 雑則

（主要食糧の交付等）

第四十九条 政府は、政令で定めるところにより、主要食糧の交付又は貸付けを行うことができる。

2 政府は、必要があると認める場合には、主要食糧の貯蔵、交換、加工又は製造を行うことができる。

○ 会計法（昭和22年法律第35号）

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

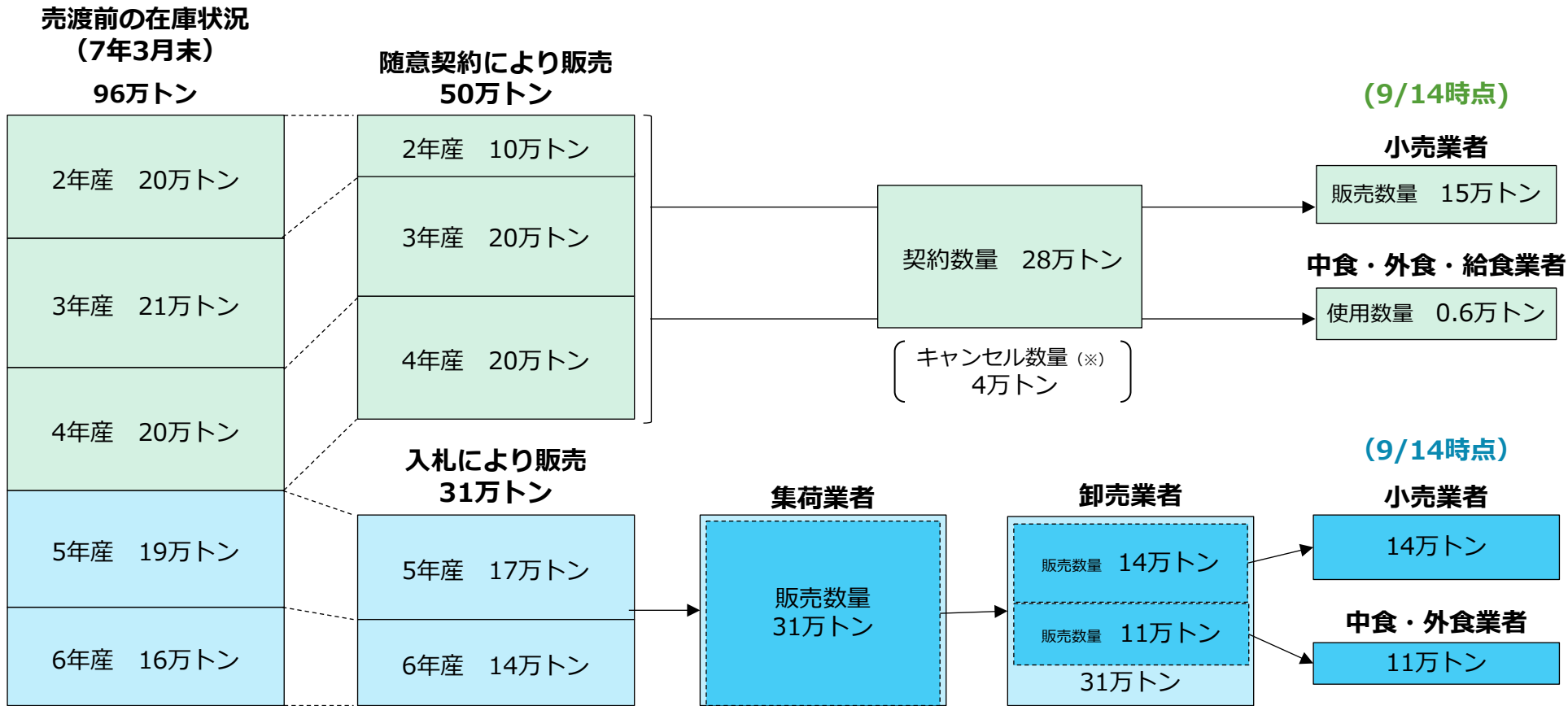
- ② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
- ③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
- ④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- ⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

第七十四条 契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に…公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

今回の備蓄米の売渡し状況

- 今回の備蓄米放出に当たり、入札により31万トン、随意契約により28万トンそれぞれ販売。
- 入札による備蓄米は小売に14万トン・中食・外食に11万トン販売済、随契による備蓄米は小売が15万トン、中食・外食・給食が0.6万トン販売・使用済。
- こうした中、随意契約による備蓄米については、約4万トンのキャンセルが生じている状況。



※ キャンセル数量は、数量確定後の要望によりキャンセルとなった数量。28万トンの外数。 [計画的に販売を拡大]

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの状況

- 買受者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受者から一定期間後（原則として売渡しから5年以内（双方協議の上延長することも可能））に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で販売。
- 併せて、①地域ごとの需給状況、スーパー等の小売事業者などの調達状況や学校給食等向けの円滑な供給などにも配慮した円滑な流通確保及び消費者への安定供給に向けた対応や、②米トレサ法、食品衛生法等の遵守・取引先への働きかけについて、集荷業者、卸売業者、小売業者等に対して通知（3月14日発出）。
- さらに、政府備蓄米の取引をするにあたって、地域ごとの需給状況にも配慮した供給とともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進め、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めてもらうよう、米の流通関係者に対して通知（4月30日発出）

<政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの状況>

販売対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・ 年間の玄米仕入量が5,000トン以上の集荷業者
- ・ 8月末までの卸売業者等への販売の計画・契約を有する者（入札の際に当省に販売計画等を提出）

販売価格

今般の政府備蓄米の販売にあたっては、「財政法」及び「予算決算及び会計令」に基づき、現在の価値（市場価格等）により最低販売価格を設定し、競争入札を実施。

卸売業者等への販売状況の報告・公表

- ・ 買受者から販売数量・金額を隔週で農林水産省へ報告
- ・ 報告内容は当省で取りまとめ、農林水産省HPで公表

販売対象米穀・数量

申込上限数量：「売渡予定数量」×「申請者の集荷数量のシェア」に基づき

上限を設定

対象米穀：令和6年産米、5年産米

対象数量：第3回（4月）まで：31万トン

【入札結果】

第1回入札（執行日：3月10日～12日、公告日：3月3日）

契約数量：141,796トン 落札価格：21,217円/60kg → 3月18日以降引渡し

第2回入札（執行日：3月26日～28日、公告日：3月19日）

契約数量：70,336トン 落札価格：20,722円/60kg → 4月11日以降引渡し

第3回入札（執行日：4月23日～25日、公告日：4月16日）

契約数量：100,164トン 落札価格：20,302円/60kg → 5月14日以降引渡し

※落札価格は、各回において落札された販売区分の加重平均

随意契約による政府備蓄米の売渡しの状況

- 小売業者向けに、政府備蓄米を定価による随意契約により売渡し。（6月20日より対象者を拡大し、中食・外食（給食等）事業者を追加）
- **買戻し条件**については、今回は**小売業者等に対する売渡しであることから求めないこととするが**、備蓄水準を計画的に回復する観点から、今後環境が整った際には、今回の随意契約による売渡し数量と同量を今後買い入れる方針。
- 今回の売渡しについては、「**政府備蓄米を安価で安定的に供給する**」ことを**目的に実施**することから、会計法第29条の3第4項の「**契約の目的が競争を許さない場合**」に該当するものとして**随意契約により売渡し**。

＜随意契約による政府備蓄米の売渡しの状況＞

販売対象者

- ① 大手小売業者
（年間 10,000トン以上の取扱数量（見込み含む））
- ② 中小小売業者
（年間 1,000トン以上、10,000トン未満の取扱数量（見込み含む））（これらの共同購入を含む）
- ③ 精米能力を有する米穀小売店
（これらの共同購入を含む）
- ④ 中食・外食（給食等）事業者
（これらの共同購入を含む）

販売価格（税抜）

令和4年産：11,010円／60kg
令和3年産：10,080円／60kg
令和2年産：9,140円／60kg

買受者からの販売状況の報告・公表

- ・ 販売数量・金額を隔週で農林水産省へ報告
- ・ POSデータを毎週報告（④には求めない）
- ・ 報告内容は当省で取りまとめ、農林水産省HPで公表

販売対象米穀・数量(9月30日時点)

(1) 5月26日・27日申込受付

＜対象・数量＞

- ① 大手小売業者 22万トン（4年産20万トン、3年産2万トン）
→申込確定：200,638トン [59社]

（4年産187,940トン、3年産12,698トン）

(2) 5月30日～申込受付

＜対象・数量＞

- ② 中小小売業者：6万トン（3年産）
③ 精米能力を有する米穀小売店：2万トン（3年産）
→申込確定：②28,074トン [185社] ③10,531トン [269社]

(3) 6月11日～申込受付

＜対象＞

- ① 大手小売業者、② 中小小売業者、③ 精米能力を有する米穀小売店
④ 中食・外食（給食等）事業者（6月20日～申込受付）

＜数量＞

3年産10万トン、2年産10万トン

うち3年産10万トンと中小小売業者向けの残余の約2万トン（3年産）を先行
〔して売渡し

→申込確定：①16,913トン [15社] ②5,192トン [56社] ③7,766トン [140社]
④10,862トン [182社]

合計 申込確定数量 279,976トン [906社]

※数量は玄米ベース 26

加工原材料用向け政府備蓄米の販売について（令和7年度）

- 令和6年産加工原材料用米穀の取引価格の高騰に加え、ふるい下米の発生量の減少により、加工原材料用の国内産米が不足。また、7年産の加工用米の作付意向が減少し、加工原材料用米穀の価格の高騰や原料確保が困難な状況が続くことが想定されることから、政府備蓄米を加工原材料向けに随意契約により販売。

＜随意契約による政府備蓄米の加工原材料向け販売＞

販売開始時期

令和7年8月1日から、申込受付開始

販売対象者

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。）第4章I第2の1の(2)及び(3)に規定する加工原材料用の買受資格を有する者であって、加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の令和4年産から6年産までのいずれかで取組実績があり、かつ令和7年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）について、取組計画のある者（今回の政府備蓄米の購入契約数量以上に令和8年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の購入を希望する者に限る。）であること。

ただし、産地の都合で令和7年産の取組計画が立てられなかった者については、取組実施主体との取引ができなかった旨の証明をもって申し込みができるものとする。

販売対象米穀・数量等

対象米穀：令和2年産政府備蓄米
（玄米（水稻うるち玄米1・2等）、精米）

対象数量：7万5千トン（玄米5万2千トン、精米2万3千トン）

申込限度数量：加工用米及び新規需要米（米粉用米）の令和4年産から6年産までのいずれかの取組契約実績と7年産の取組計画数量の差（7年産不足分）を上限とする。

販売価格：玄米 151,840円／トン（税抜き）
精米 187,460円／トン（税抜き）

引渡期間：令和7年8月21日～令和8年2月末

販売対象用途

加工原材料用の使用用途：基本要領第4章I第1の2の(2)の各号に掲げる使用用途。

- ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）リキュール類用、スピリッツ用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粹酵母用）
- イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）
- ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用）
- エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）
- オ 加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススターチ用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）
- カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用）
- キ その他農産局長が必要と認める用途（※）

（※）清酒用、加工米飯用（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）、ビタミン強化米用、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品用、包装もち用又は米穀粉混入製品用

政府備蓄米の在庫状況について

売渡し前の在庫状況（7年3月末）

96万ト

令和7年6月末在庫91万トに向けて、令和2年産を配合飼料向けに6月末までに5万トを販売する予定であったが、販売を凍結



2年産
7.5万ト放出

3年産
9万ト放出

4年産
19万ト放出

5年産
17万ト放出
〔1回目 4万ト、2回目 3万ト、3回目 10万ト〕

6年産
14万ト放出
〔1回目 10万ト、2回目 4万ト〕

現在の枠が全て販売された後の在庫見込み

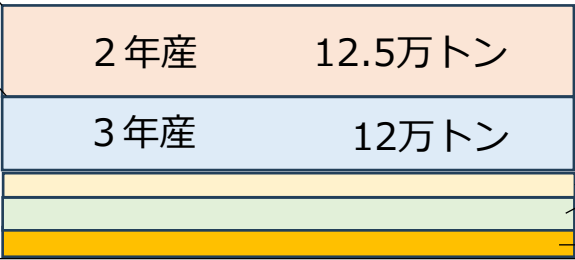
29.5万ト

- ・入札による政府備蓄米販売分31万ト
 - ・随意契約による政府備蓄米販売分28万ト(契約数量ベース)
 - ・加工原材料向け政府備蓄米販売分7.5万ト
- を売り渡すと在庫数量は29.5万ト程度となる見通し。

100

50

0



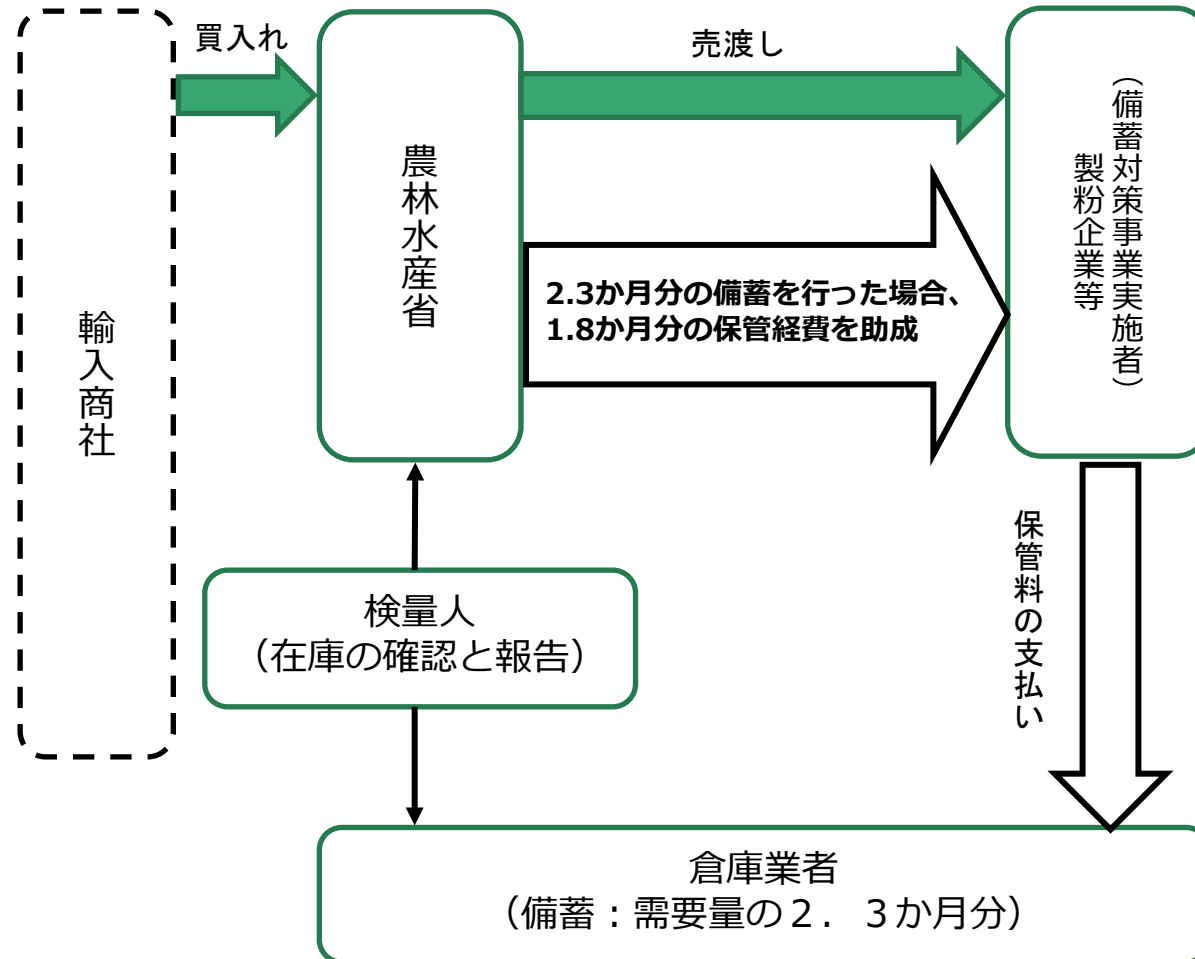
在庫量：29.5万トン

4年産 1万トン
5年産 2万トン
6年産 2万トン

- 加工原材料向け売渡し
- 随意契約による売渡し
- 買戻し条件付の売渡し

麦の備蓄のスキーム

- 製粉企業等が2.3か月分の備蓄を行った場合、国が1.8か月分の保管経費を助成。
- 自然災害等の発生時にも輸入小麦の安定供給を確保するため、国の指示により備蓄小麦の取崩しや輸送等を行うこととし、必要な経費を助成。



〔 承認された事業実施計画数量を達成した場合、助成する。（製粉企業等の責によらない場合を除いて、達成できない場合は支払われた助成金を全額返納。） 〕